

議案第 9 6 号

訴えの提起について（土地明渡等請求事件）

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

1 事 件 名

土地明渡等請求事件

2 事件の概要

- （1） 被告は、本市が、あやはし館の設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年うるま市条例第 6 号）又はうるま市公有財産規則（平成 1 9 年うるま市規則第 1 1 号）に基づく使用を許可していないにもかかわらず、あやはし館の土地の一部を不法に占有し続けている。
- （2） そのことから、本市は、被告に対し、土地の所有権に基づき土地明渡等請求訴訟を提起するものである。

3 当 事 者

- （1） 原告 うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
うるま市 代表者 うるま市長 中村 正人
- （2） 被告 


4 請求の趣旨

- （1） 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載①から⑤までのコンテナ及び別紙物件目録記載の⑥及び⑦のコンクリート土間を収去し、別紙物件目録記載の土地を明け渡せ。
- （2） 被告は、原告に対し、令和 3 年 4 月 1 日から明渡済みまでの 1 か月当たり 1, 3 6 0 円の使用料相当損害金を支払え。
- （3） 訴訟費用は被告の負担とする。

5 訴訟遂行の方針

必要がある場合は、訴えの取下げをし、上訴し、又は和解するものとする。

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

土地明渡等請求訴訟を提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

別紙

物 件 目 録

【土地】

所 在 うるま市与那城屋平4番地

【コンテナ】

上記土地を占有する別紙図面①から⑤までの5件のコンテナ（合計70.9平方メートル）

（内訳）

- ① 別紙図面アイウエを結んだ部分のコンテナ（14.18平方メートル）
- ② 別紙図面オカキクを結んだ部分のコンテナ（14.18平方メートル）
- ③ 別紙図面ケコサシを結んだ部分のコンテナ（14.18平方メートル）
- ④ 別紙図面スセソタを結んだ部分のコンテナ（14.18平方メートル）
- ⑤ 別紙図面チツテトを結んだ部分のコンテナ（14.18平方メートル）

【コンクリート土間】

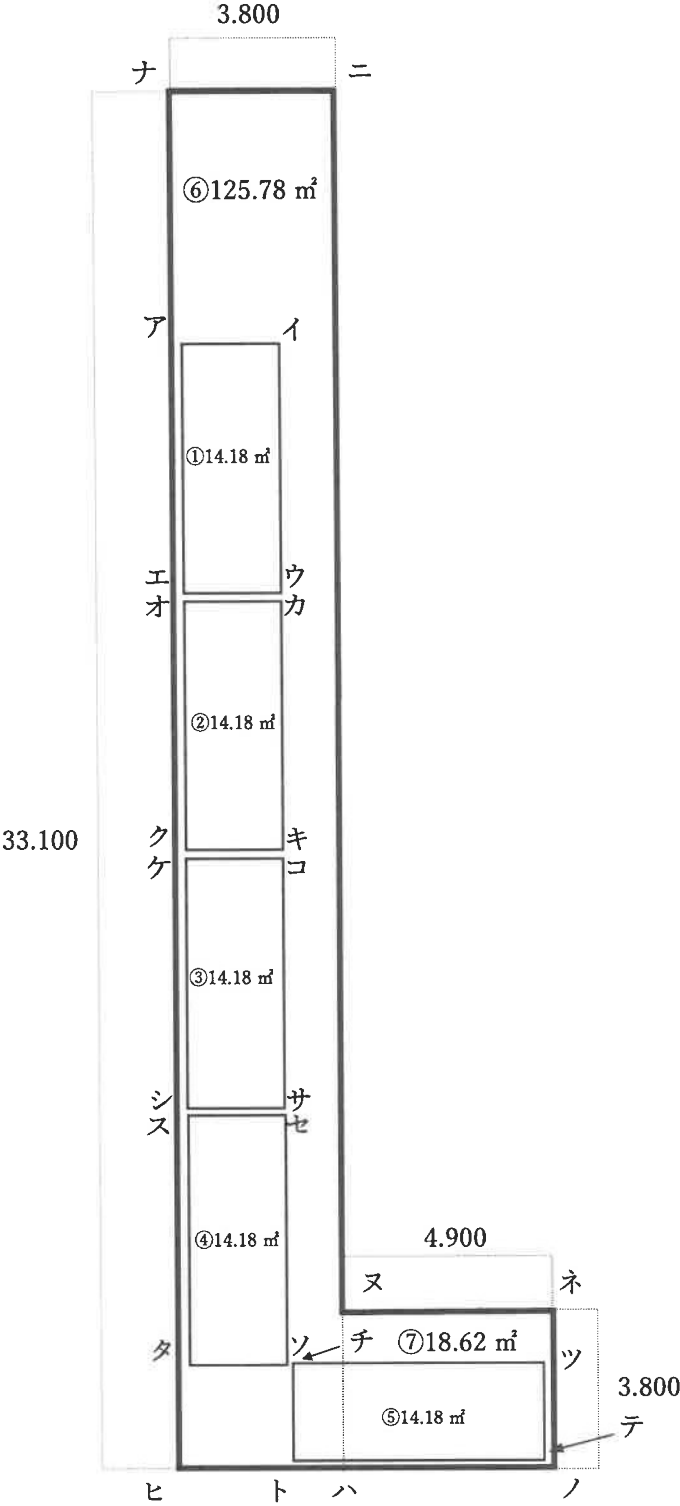
上記土地を占有する別紙図面⑥及び⑦のコンクリート土間（合計144.4平方メートル）

（内訳）

- ⑥ 別紙図面ナニハヒを結んだ部分のコンクリート土間（125.78平方メートル）
- ⑦ 別紙図面ヌネノハを結んだ部分のコンクリート土間（18.62平方メートル）

以上

別紙図面



議案第 97 号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、中部広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組合規約（平成元年沖縄県指令総第 946 号許可）の一部を次のように変更する。

第 14 条第 2 項中「理事長の属する市町村の会計管理者をもつて充てる」を「理事会の補助機関である職員のうちから理事会が命ずる」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

中部広域市町村圏事務組合の会計管理者について、地方自治法第 168 条に基づき、同組合の職員のうちから命ずることとするのに伴い、同組合規約を変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、議会の議決を得る必要があり提案する。

議案第 98 号

宮城・伊計辺地に係る総合整備計画の変更について

宮城・伊計辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

道路整備事業の事業費の見直しにより、計画を変更する必要があると提案する。

総合整備計画書（新旧対照表）

旧（変更前）					新（変更後）						
総合整備計画書					総合整備計画書						
沖縄県うるま市宮城・伊計辺地 (辺地の人口 <u>624</u> 人 面積5.65km ²)					沖縄県うるま市宮城・伊計辺地 (辺地の人口 <u>626</u> 人 面積5.65km ²)						
1 辺地の概況					1 辺地の概況						
(1) 辺地を構成する町又は字の名称		うるま市与那城上原・宮城・池味・伊計			(1) 辺地を構成する町又は字の名称		うるま市与那城上原・宮城・池味・伊計				
(2) 地域の中心の位置		うるま市与那城宮城31番地			(2) 地域の中心の位置		うるま市与那城宮城31番地				
(3) 辺地度点数		176点			(3) 辺地度点数		176点				
2 公共施設の整備を必要とする事情					2 公共施設の整備を必要とする事情						
本辺地は、与勝半島から北東へ延びる海中道路・平安座島を経て、宮城島の一部集落と伊計島の集落からなる地域で、農水産業が主たる産業となっている。					本辺地は、与勝半島から北東へ延びる海中道路・平安座島を経て、宮城島の一部集落と伊計島の集落からなる地域で、農水産業が主たる産業となっている。						
これまで、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受け、道路や農業基盤施設等が整備され、生活環境の向上を図ってきたところであるが、島しょ地域という地理的制約等から、市街地に比べて生活環境や生産基盤等の整備は未だ十分とはいえない。					これまで、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受け、道路や農業基盤施設等が整備され、生活環境の向上を図ってきたところであるが、島しょ地域という地理的制約等から、市街地に比べて生活環境や生産基盤等の整備は未だ十分とはいえない。						
そのため、前計画に引き続き、今計画においても道路整備や生産基盤整備を年次的に推進していくことにより、住民の生活環境の向上と生産基盤の安定化を図っていく必要がある。					そのため、前計画に引き続き、今計画においても道路整備や生産基盤整備を年次的に推進していくことにより、住民の生活環境の向上と生産基盤の安定化を図っていく必要がある。						
3 公共的施設の整備計画					3 公共的施設の整備計画						
令和6年度から令和10年度まで5年間					令和6年度から令和10年度まで5年間						
(単位：千円)					(単位：千円)						
施設名		区分	事業費	財源内訳	一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	施設名		区分	事業費	財源内訳	一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
		事業主体名		特定財源	一般財源			事業主体名		特定財源	一般財源
道路		うるま市	180,901	0	180,901	180,600	道路		うるま市	198,408	0 198,408 198,100
農林漁業経営 近代化施設		〃	0	0	0	0					
合計			180,901	0	180,901	180,600	合計			198,408	0 198,408 198,100

議案第 99 号

指定管理者の指定について（南原学童クラブ）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 南原学童クラブ
- 2 指定する団体 うるま市勝連南風原 1109 番地
一般社団法人リンクはえばる
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり提案する。

議案第100号

指定管理者の指定について（与那城学童クラブ）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

- 1 施設の名 称 与那城学童クラブ
- 2 指定する団体 うるま市字喜屋武467番地1
一般社団法人ゆいゆい子どもサポート
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり提案する。

議案第101号

指定管理者の指定について（うるま市農水産業振興戦略拠点施設）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 うるま市農水産業振興戦略拠点施設
- 2 指定する団体 株式会社ファーマーズ・フォレスト
 沖縄県うるま市字田場1304番地1 1階
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和14年3月31日まで

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり提案する。

議案第102号

指定管理者の指定について（うるま市営住宅等）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 金座団地（A棟・B棟）
長田団地（A棟・B棟）
豊原団地
塩屋団地（A棟・B棟・C棟）
石川前原団地
新開地団地
赤崎団地（1号棟・2号棟）
東山団地（1号棟・2号棟・3号棟・4号棟・5号棟・6号棟・7号棟・8号棟・9号棟・10号棟・11号棟・12号棟）
東山第2団地
平安座団地（1号棟・2号棟・3号棟）
伊計団地
与勝団地（A棟・B棟）
安慶名団地（A棟・B棟・C棟・D棟）
石川中央団地
石川中央店舗
安慶名店舗
- 2 指定する団体 沖縄県那覇市おもろまち四丁目19番16号
株式会社レキオス
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり提案する。

議案第103号

庁舎西棟直流電源及び非常用発電設備改修工事請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 庁舎西棟直流電源及び非常用発電設備改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 199,100,000円
- 4 契約の相手方 うるま市字具志川2513番地
マサ友電設（株）・（有）諸電気 建設工事共同企業体
代表者 マサ友電設 株式会社
代表取締役 天願 昌輝

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

庁舎西棟直流電源及び非常用発電設備改修工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第104号

本庁舎西棟外壁タイル及び屋上防水改修工事（その1）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 本庁舎西棟外壁タイル及び屋上防水改修工事（その1）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 170,450,500円
- 4 契約の相手方 沖縄県うるま市石川二丁目23番8号
有限会社 国吉組
代表取締役 石川 裕憲

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

本庁舎西棟外壁タイル及び屋上防水改修工事（その1）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 105 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(うるま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 うるま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(うるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

第 2 条 うるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年うるま市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 5 項及び第 6 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(うるま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 4 条 うるま市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 5 年うるま市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

令和６年１２月２日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、関係条例を改正する必要があると提案する。

議案第 106 号

うるま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

うるま市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 同一の業務又は関連する業務の目的で、2 以上の手当を併給することはできない。
ただし、前条第 9 号及び第 14 号の手当は、他の手当と併給することができる。

別表中

「

保育教諭等手当	日額 150 円	うるま市立の認定こども園、保育所又は幼稚園に勤務し教育及び保育に従事する職員（津堅幼稚園勤務手当を受給する職員を除く。）
---------	----------	--

」を

「

保育教諭等手当	日額 150 円	うるま市立の認定こども園、保育所又は幼稚園に勤務し、教育及び保育に従事する職員
---------	----------	---

」に、

「

津堅幼稚園勤務手当	日額 500 円	沖縄本島から津堅幼稚園に通勤し勤務する幼稚園教諭
-----------	----------	--------------------------

」を

「

津堅島勤務手当	日額 350 円	沖縄本島から津堅島に通勤し、勤務する職員
---------	----------	----------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

市職員へ支給する特殊勤務手当の支給対象を広げるため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第107号

うるま市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

うるま市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会」を「指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるもの」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則」の次に「（平成11年厚生省令第36号）」を加え、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する地域を一の地域として、当該地域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該地域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該地域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 108 号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成 17 年うるま市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会	こどもの貧困対策推進計画及び貧困対策施策に関し、必要な事項について調査審議すること。
-----------------------	--

」を

「

うるま市こどもの貧困の解消に向けた対策推進委員会	うるま市こどもの貧困対策推進計画の推進その他こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、必要な事項について調査審議すること。
--------------------------	---

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会委員

」を

「

うるま市こどもの貧困の解消に向けた対策推進委員会委員

」に改める。

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 109 号

うるま市立体育施設条例の一部を改正する条例

うるま市立体育施設条例（平成 21 年うるま市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項及び第 2 項中「別表第 12」を「別表第 11」に改める。

別表第 1 うるま市具志川総合グラウンドの項を削る。

別表第 2 うるま市具志川総合グラウンドの項を削る。

別表第 4 を削り、別表第 5 を別表第 4 とし、別表第 6 から別表第 12 までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市具志川総合グラウンドを廃止するため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 110 号

うるま市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 うるま市建築確認申請等手数料条例（平成 19 年うるま市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同条第 3 号中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改める。

第 8 条中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、「第 18 条第 20 項」を「第 18 条第 29 項」に改める。

第 9 条中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改める。

別表第 4 中

「

1 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 18 条第 24 項第 1 号及び第 2 号（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000 円
---	---------------------------------	--------------

」を

「

1 法第7条の6第1項第1号及び第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第1号及び第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000 円
---	---------------------------------	--------------

」に、

「

57 法第87条の3第7項の規定による特別興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査	特別興行場等への一時的な用途変更許可申請手数料	160,000 円
---	-------------------------	--------------

」を

「

57 法第87条の3第7項の規定による特別興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査	特別興行場等への一時的な用途変更許可申請手数料	160,000 円
58 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申	既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定申	27,000円

請に対する審査	請手数料	
59 建築基準法施行令第137条 の12第7項の規定による既存建 築物の形態の変更を伴わない大規 模の修繕又は大規模の模様替に関 する制限の適用除外に係る認定の 申請に対する審査	既存建築物の形態 の変更を伴わない 大規模の修繕又は 大規模の模様替に 関する制限の適用 除外に係る認定申 請手数料	27,000円

」に

改める。

第2条 うるま市建築確認申請等手数料条例の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(用語の定義)

第1条の2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等 居住の用に供する建築物のうち、住宅部分の単位住戸の数が2以上のものをいう。
- (2) 戸建住宅 居住の用に供する建築物のうち、共同住宅等以外のものをいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 評価機関等 登録住宅性能評価機関（住宅以外の用途に供する部分については、法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

- (5) 事前審査 認定の申請につき、その認定の基準に適合していることについて、あらかじめ受ける審査をいう。
- (6) 計算基準 別表第7及び別表第8の2の表においては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この条において「基準省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準をいい、別表第8の1の表においては、基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準をいう。
- (7) 仕様基準 別表第7及び別表第8の2の表においては、基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいい、別表第8の1の表においては、基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。
- (8) 併用基準 別表第7及び別表第8の2の表においては、基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準をいい、別表第8の1の表においては、基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準をいう。
- (9) 標準入力法 別表第7及び別表第8の2の表においては、基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準をいい、別表第8の1の表においては、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準をいう。
- (10) モデル建物法 別表第7及び別表第8の2の表においては、基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいい、別表第8の1の表においては、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

第3条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に定める建築行為に該当する場合においては、確認申請手数料の額は、第1項の確認申請手数料の額に、別表第1の4の表に定める区分に応じ、同表に定める額を加えた額とする。

第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による特定建築行為に係る建築物に該当する場合においては、完了検査申請手数料の額は、第1項の完了検査申請手数料の額に、別表第2の4の表に定める床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額を加えた額とする。

第7条中「「法第18条第2項の規定による計画の通知」と、「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と」の次に「、同条第3項中「第1項の規定」とあるのは「第7条において読み替えて準用される第3条第1項の規定」と、「第11条第1項」とあるのは「第12条第2項」と、「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と、「第1項の確認申請手数料の額」とあるのは「第7条において読み替えて準用される第3条第1項の計画通知手数料の額」と、別表第1中「確認申請手数料」とあるのは「計画通知手数料」と」を加える。

第8条中「「法第18条第20項の規定による完了の通知」と、「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と」の次に「、同条第3項中「第1項の規定にかかわらず」とあるのは「第8条において読み替えて準用される第4条第1項の規定にかかわらず」と、「第11条第1項」とあるのは「第12条第2項」と、「完了検査申請手数料」とあるのは「完了検査通知手数料」と」を加える。

第12条第1項中「別表第1の1の表」の次に「及び4の表」を加え、同条第4項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「1の表から3の表まで」を「1の表及び2の表」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条、第7条関係）

- 1 建築物の確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	1件につき10,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき19,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき30,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき42,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき72,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき106,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき310,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき466,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1件につき796,000円

備考 床面積の合計及び手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更

に係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の確認申請手数料

区分	手数料の額
1 設置する場合（2から4までに掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき16,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合（4に掲げる場合を除く。）	1基につき9,000円
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合（4に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき10,000円
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき6,000円

3 工作物の確認申請手数料

区分	手数料の額
1 築造する場合（2に掲げる場合を除く。）	1の工作物につき16,000円
2 確認を受けた計画の変更をして築造する場合	1の工作物につき9,000円

4 建築物エネルギー消費性能基準を審査する場合の建築物の確認申請手数料の加算額

手数料の区分		手数料の額
戸建住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき11,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき13,000円
共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき21,000円

	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき34,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき42,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき70,000円

備考 この表の区分のいずれかに該当するものとして確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を計画する場合の確認申請手数料の加算額は、この表の区分に応じて定める額に2分の1を乗じた額とする。

別表第2（第4条、第8条関係）

1 建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
30平方メートル以内のもの	1件につき21,000円	1件につき19,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき25,000円	1件につき24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき34,000円	1件につき33,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき48,000円	1件につき45,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき79,000円	1件につき78,000円
1,000平方メートルを超	1件につき111,000円	1件につき103,000円

え、2, 000平方メートル以内のもの	00円	00円
2, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの	1件につき267, 000円	1件につき241, 000円
10, 000平方メートルを超え、50, 000平方メートル以内のもの	1件につき390, 000円	1件につき378, 000円
50, 000平方メートルを超えるもの	1件につき682, 000円	1件につき667, 000円

備考

- 1 中間検査とは、法第7条の3第1項の規定による検査をいう。
- 2 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし 場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

2 建築設備の完了検査申請手数料

区分	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
1 設置した場合（2に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき24, 000円	1の建築設備につき21, 000円
2 小荷物専用昇降機を設置した場合	1基につき15, 000円	1基につき15, 000円

備考 中間検査とは、法第87条の4又は法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定による検査をいう。

3 工作物の完了検査申請手数料

区分	手数料の額
築造した場合	1の工作物につき18,000円

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合の建築物の完了検査申請手数料の加算額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満のもの	1件につき7,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき8,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき11,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき14,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき17,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき19,000円
25,000平方メートル以上のもの	1件につき21,000円

別表第3（第5条、第9条関係）

1 建築物の中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	1件につき19,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき33,000円

200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき42,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき73,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき99,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき220,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき333,000円
50,000平方メートルを超えるもの	1件につき610,000円

2 建築設備の中間検査申請手数料

区分	手数料の額
1 設置する場合（2に掲げる場合を除く。）	1の建築設備につき24,000円
2 小荷物専用昇降機を設置する場合	1基につき18,000円

3 工作物の中間検査申請手数料

区分	手数料の額
築造する場合	1の工作物につき19,000円

別表第6の1の表中

「

認定申請（事前審査なし） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に	一戸建て住宅
	床面積の合計が500平方メートル以下の共同住宅等

基づく長期優良住宅建築等 計画の認定申請（同法第6 条第1項各号に掲げる基準 に適合していることにつ き、あらかじめ、住宅の品 質確保の促進等に関する法 律（平成11年法律第81 号）第5条第1項に規定す る登録住宅性能評価機関 （以下「登録住宅性能評価 機関」という。）による審 査を受けたものを除く。）	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の共同住宅等
認定申請（事前審査あり） 長期優良住宅の普及の促 進に関する法律第5条第1 項から第5項までの規定に 基づく長期優良住宅建築等 計画の認定申請（同法第6 条第1項各号に掲げる基準 に適合していることにつ き、あらかじめ登録住宅性 能評価機関による審査を受 けたものに限る。）	床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が30,000平方メートルを超える共同住宅等
	一戸建て住宅
	床面積の合計が500平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が20,000平方メートルを超

	え 30,000 平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が 30,000 平方メートルを超える共同住宅等

」を

「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請（登録住宅性能評価機関による事前審査なし）	一戸建て住宅
	床面積の合計が 500 平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が 30,000 平方メートルを超える共同住宅等
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に	一戸建て住宅
	床面積の合計が 500 平方メートル以下の共同

基づく長期優良住宅建築等 計画の認定申請（登録住宅 性能評価機関による事前審 査あり）	住宅等
	床面積の合計が500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が1,000平方メートルを超 え、3,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が3,000平方メートルを超 え、5,000平方メートル以下の共同住宅等
	床面積の合計が5,000平方メートルを超 え、10,000平方メートル以下の共同住宅 等
	床面積の合計が10,000平方メートルを超 え、20,000平方メートル以下の共同住宅 等
	床面積の合計が20,000平方メートルを超 え、30,000平方メートル以下の共同住宅 等
	床面積の合計が30,000平方メートルを超 える共同住宅等

」に

改め、同表備考中「第6条第2項」の次に「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を、「別表第1の1の表」の次に「及び4の表」を加える。

別表第6の2の表中

「

計画変更（事前審査なし） 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第	一戸建て住宅の新築	34,000 円
	一戸建て住宅の増築又は改築若しくは既存住宅	49,500 円

8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）	共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、別表第6の1の表に掲げる額	
計画変更（事前審査あり） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）	一戸建て住宅の新築	7, 500円
	一戸建て住宅の増築又は改築若しくは既存住宅	10, 500円
	共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積（床面積が増加する部分にあつては増加面積を加えた面積）に応じ、別表第6の1の表に掲げる額	

」を

「

長期優良住宅の普及	一戸建て住宅の新築	34, 000
-----------	-----------	---------

の促進に関する法律第 8条第1項の規定に基 づく長期優良住宅建築 等計画又は長期優良住 宅維持保全計画の変更 の認定申請（登録住宅 性能評価機関による事 前審査なし）		円
	一戸建て住宅の増築又は改築若し くは既存住宅	49,500 円
	共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維 持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 （床面積の増加する部分にあつては、当該増加す る部分の床面積）に応じ、別表第6の1の表に掲 げる額	
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 8条第1項の規定に基 づく長期優良住宅建築 等計画又は長期優良住 宅維持保全計画の変更 の認定申請（登録住宅 性能評価機関による事 前審査あり）	一戸建て住宅の新築	7,500円
	一戸建て住宅の増築又は改築若し くは既存住宅	10,500 円
	共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維 持保全計画の変更に係る部分の床面積に2分の1 を乗じた面積（床面積が増加する部分にあつては 増加面積を加えた面積）に応じ、別表第6の1の 表に掲げる額	

」に

改め、同表備考中「第6条第2項」の次に「（同条第4項において準用する場合を含
む。）」を、「別表第1の1の表」の次に「及び4の表」を加える。

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7（第12条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

手数料の区分	手数料の額
--------	-------

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請（評価機関等による事前審査なし）	認定申請に係る建築物ごとに、次に掲げる基準及び当該建築物の各部分に応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額		
	戸建住宅（計算基準）	床面積の合計が200平方メートル未満	34,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上	38,000円
	戸建住宅（仕様基準）	床面積の合計が200平方メートル未満	18,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上	19,000円
	戸建住宅（併用基準）	床面積の合計が200平方メートル未満	26,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上	28,000円
	共同住宅等（計算基準）	床面積の合計が300平方メートル未満	66,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	110,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	186,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上	265,000円
	共同住宅等（仕様基準）	床面積の合計が300平方メートル未満	33,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上	55,000円

	一トール以上2,000平方メートル未満	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	98,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	148,000円
共同住宅等（併用基準）	床面積の合計が300平方メートル未満	49,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	82,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	142,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	206,000円
非住宅部分（標準入力法）	床面積の合計が300平方メートル未満	215,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	269,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	347,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	494,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	608,000円

		方メートル以上 10,000 平方メートル未満	
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	719,000円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上	820,000円
	非住宅部分（モデル建物法）	床面積の合計が 300 平方メ ートル未満	83,000円
		床面積の合計が 300 平方メ ートル以上 1,000 平方メ ートル未満	106,000円
		床面積の合計が 1,000 平 方メートル以上 2,000 平 方メートル未満	139,000円
		床面積の合計が 2,000 平 方メートル以上 5,000 平 方メートル未満	223,000円
		床面積の合計が 5,000 平 方メートル以上 10,000 平方メートル未満	291,000円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	349,000円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上	410,000円
	都市の低炭素認定申請に係る建築物ごとに、次に掲げる当該建築物の各部分に 化の促進に関する法律第 53 条 応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額		
	戸建住宅	床面積の合計が 200 平方メ	6,000円

第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請（評価機関等による事前審査あり）		一トル未満	
		床面積の合計が200平方メートル以上	6,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満	11,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	21,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	44,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上	77,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満	11,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	27,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	77,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	121,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	152,000円

		0 平方メートル未満	
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上	190,000円
計画変更	変更の認定申請に係る建築物ごとに、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準及び当該建築物の各部分に応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額に2分の1を乗じた額		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請			

備考 この表に掲げる申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、申出に係る建築物の床面積の区分に応じ、別表第1の1の表及び4の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1の2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る手数料に加えた額とする。

別表第8（第12条関係）

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料

手数料の区分			手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づ	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物ごとに、次に掲げる基準及び当該建築物の各部分に応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額		
	戸建住宅（計算基準）	床面積の合計が200平方メートル未満	34,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上	38,000円
	戸建住宅（仕様基準）	床面積の合計が200平方メートル未満	18,000円

づく建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定		床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上	1 9, 0 0 0 円
	戸建住宅（併用基準）	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満	2 6, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上	2 8, 0 0 0 円
	共同住宅等（計算基準）	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満	6 6, 0 0 0 円
		床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満	1 1 0, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満	1 8 6, 0 0 0 円
		床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上	2 6 5, 0 0 0 円
	共同住宅等（仕様基準）	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満	3 3, 0 0 0 円
		床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満	5 5, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満	9 8, 0 0 0 円
		床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上	1 4 8, 0 0 0 円
	共同住宅等（併用基準）	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満	4 9, 0 0 0 円

	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満	8 2, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満	1 4 2, 0 0 0 円
	床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上	2 0 6, 0 0 0 円
非住宅部分（標準入力法）	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満	2 1 5, 0 0 0 円
	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満	2 6 9, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満	3 4 7, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満	4 9 4, 0 0 0 円
	床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満	6 0 8, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満	7 1 9, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上	8 2 0, 0 0 0 円
非住宅部分（モデル建物法）	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満	8 3, 0 0 0 円

	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満	1 0 6, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満	1 3 9, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満	2 2 3, 0 0 0 円
	床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満	2 9 1, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満	3 4 9, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上	4 1 0, 0 0 0 円
他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 0 条第 1 項の認定を受けた同法第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物に限る。）の適合性判定	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満	1 1, 0 0 0 円
	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満	1 7, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満	2 7, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満	7 7, 0 0 0 円

		床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満	1 2 1, 0 0 0 円
		床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満	1 5 2, 0 0 0 円
		床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上	1 9 0, 0 0 0 円
変更後の適合性判定 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 3 項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定	変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物ごとに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の基準及び当該建築物の各部分に応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額に 2 分の 1 を乗じた額		
軽微な変更 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 3 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に該当することを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物ごとに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の基準及び当該建築物の各部分に応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額に 2 分の 1 を乗じた額		

備考 この表における床面積の合計には、一次エネルギー消費量（省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定対象としない建築物の部分の床面積は含めないものとする。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

手数料の区分	手数料の額
--------	-------

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請（評価機関等による事前審査なし）	認定申請に係る建築物ごとに、次に掲げる基準及び当該建築物の各部分に応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額		
	戸建住宅（計算基準）	床面積が200平方メートル未満	34,000円
		床面積が200平方メートル以上	38,000円
	戸建住宅（仕様基準）	床面積が200平方メートル未満	18,000円
		床面積が200平方メートル以上	19,000円
	戸建住宅（併用基準）	床面積の合計が200平方メートル未満	26,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上	28,000円
	共同住宅等（計算基準）	床面積の合計が300平方メートル未満	66,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	110,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	186,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上	265,000円
	共同住宅等（仕様基準）	床面積の合計が300平方メートル未満	33,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	55,000円

	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	98,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	148,000円
共同住宅等（併用基準）	床面積の合計が300平方メートル未満	49,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	82,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	142,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	206,000円
非住宅部分（標準入力法）	床面積の合計が300平方メートル未満	215,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	269,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	347,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	494,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	608,000円

		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	719,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上	820,000円
	非住宅部分（モデル建物法）	床面積の合計が300平方メートル未満	83,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	106,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	139,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	223,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	291,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	349,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上	410,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	認定申請に係る建築物ごとに、次に掲げる当該建築物の各部分に応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額		
	戸建住宅	床面積が200平方メートル未満	6,000円
		床面積が200平方メートル	6,000円

29条第1 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 認定申請 (評価機関 等による事 前審査あ り)		以上	
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満	11,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	21,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	44,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上	77,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満	11,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	27,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	77,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	121,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	152,000円
		床面積の合計が25,000	190,000円

		平方メートル以上	
計画変更	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請	変更の認定申請に係る建築物ごとに、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条1項各号に掲げる基準及び当該建築物の各部分に応じ、それぞれの区分に定める額を合算した額に2分の1を乗じた額	

備考 この表に掲げる申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、申出に係る建築物の床面積の区分に応じ、別表第1の1の表及び4の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1の2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る手数料に加えた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条、附則第3項及び第4項の規定は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条による改正後のうるま市建築確認申請等手数料条例の規定は、同条の施行の日以後に通知等を受理したものから適用し、同日前に通知等を受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条による改正後のうるま市建築確認申請等手数料条例の規定は、同条の施行の日以後に申請等を受理したものから適用し、同日前に申請等を受理したものについては、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2条による改正後のうるま市建築確認申請等手数料条例第3条及び別表第1の4の表の規定は、第2条の施行の日以後に法第6条第4項又は法第18条第3項の規定に基づく確認済証（以下この項において「確認済証」という。）を交付したものから適用し、同日前に確認済証を交付したものについて

ては、なお従前の例による。

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

建築基準法等の改正等に伴い、申請手数料等の見直しをするため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第111号

うるま市消防手数料条例の一部を改正する条例

うるま市消防手数料条例（平成17年うるま市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「の各号」を「に掲げる事項」に改め、同条第2号中「罹災」を「り災」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「証明手数料」を「証明等手数料」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「証明」の次に「等」を加え、「別表第3」を「別表第4」に改め、同項第1号中「火災罹災証明及びその他災害罹災証明」を「火災に関するり災証明」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 防火管理講習修了証の再交付又は書換え

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（講習手数料）

第3条 次に掲げる講習を受講しようとする者は、別表第3に定める手数料を納めなければならない。

（1） 甲種防火管理新規講習（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第2条の3第1項及び第2項に規定する講習をいう。別表第3において同じ。）

（2） 甲種防火管理再講習（省令第2条の3第1項及び第3項に規定する講習をいう。別表第3において同じ。）

（3） 乙種防火管理講習（省令第2条の3第4項に規定する講習をいう。別表第3において同じ。）

別表第1中

「

石油コンビナート等災害防止法 第15条第2項の規定による設 置の検査	
1 （流出油等防止提（石油コ	5万3,000円にその延長1キロメートル

ンビナート等における特定防 災施設等及び防災組織等に関 する省令（昭和51年自治省 令第17号）第3条）	（その長さに1キロメートル未満の端数があ るときは、その端数は、1キロメートルとして 計算する。）につき2万6,000円を加算し た金額	
2 （消火用屋外給水施設（石 油コンビナート等における特 定防災施設等及び防災組織等 に関する省令第7条））	消火栓を有する施 設のみを設置	3万8,000円に、配管 の延長1キロメートル（そ の長さに1キロメートル未 満の端数があるときは、そ の端数は、1キロメートル として計算する。）につき、 8,500円を加算した金 額
3 （消火用屋外給水施設（石 油コンビナート等における特 定防災施設等及び防災組織等 に関する省令第7条））	貯水槽のみを設置	2万2,000円に、貯水 槽1基につき4,500円 を加算した金額
	消火栓を有する施 設及び貯水槽を設 置	46,000円に、配管の 延長1キロメートル（その 長さに1キロメートル未満 の端数があるときは、その 端数は、1キロメートルと して計算する。）又は貯水 槽1基につきそれぞれ8, 500円又は4,500円 を加算した金額

」を

「

18 石油コンビナート等災害 防止法第15条第2項の規定 による設置の検査	ア 流出油等防止提（石油コンビナート等にお ける特定防災施設等及び防災組織等に関す る省令（昭和51年自治省令第17号）第3 条） 5万3,000円にその延長1キロメ ートル（その長さに1キロメートル未満の端 数があるときは、その端数は、1キロメー トルとして計算する。）につき2万6,000 円を加算した金額
	イ 消火用屋外給水施設（石油コンビナート等 における特定防災施設等及び防災組織等 に関する省令第7条） 次に掲げる設置の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 消火栓を有する施設のみを設置 3万8,000円に、配管の延長1キロメ

	メートル（その長さに１キロメートル未満の端数があるときは、その端数は、１キロメートルとして計算する。）につき、８，５００円を加算した金額 (２) 貯水槽のみを設置 ２万２，０００円に、貯水槽１基につき４，５００円を加算した金額 (３) 消火栓を有する施設及び貯水槽を設置 ４万６，０００円に、配管の延長１キロメートル又は１キロメートルに満たない端数を増すごとに８，５００円及び貯水槽１基につき４，５００円を加算した金額
--	--

」に

改める。

別表第２中

「

区分	単位	手数料の額
水張検査	１基	６，０００円

」を

「

区分	単位	手数料の金額
水張検査	１基	６，０００円

」に

改める。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第４条関係）

区分	手数料の金額
火災に関するり災証明	２００円
傷病者搬送証明	２００円
許可書等の再交付	２００円
防火管理講習修了証の再交付又は書換え	２００円
その他諸証明	２００円

別表第３を別表第４とし、別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第３条関係）

手数料を徴収する講習		手数料の金額
甲種防火管理新規講習	市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者	1人につき 1,500円
	上欄以外の者	1人につき 2,000円
甲種防火管理再講習	市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者	1人につき 1,000円
	上欄以外の者	1人につき 1,500円
乙種防火管理講習	市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者	1人につき 1,000円
	上欄以外の者	1人につき 1,500円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月2日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

手数料を徴収する事務の新設等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 1 1 2 号

勝連城跡周辺整備事業に係る事業契約の締結について

次のとおり勝連城跡周辺整備事業に係る事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 勝連城跡周辺整備事業
- 2 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 3 契約金額 3, 2 5 6, 9 9 3, 0 4 0 円
上記金額に、金利変動、物価変動、税制度の変更及び需要変動等を基に定める改定式により算定された金額を加算又は減算した額
- 4 契約の相手方 沖縄県うるま市勝連南風原 3 8 0 7 番地 2
株式会社勝連城跡 P F I 特別目的会社
代表取締役 富田 大輔

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

本件の事業契約を締結するには、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 2 条の規定により、議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 1 1 3 号

指定管理者の指定について（うるま市勝連城跡文化観光拠点施設）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 うるま市勝連城跡文化観光拠点施設
- 2 指定する団体 株式会社勝連城跡 P F I 特別目的会社
 沖縄県うるま市勝連南風原 3 8 0 7 番地 2
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 5 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり提案する。